



## ニッセイ主要通貨債券ファンド(毎月分配型)

愛称: ハニカム

## 主要先進国通貨の魅力と為替市場の動向



2014年1月16日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

## 【要約】

- 当ファンドの投資対象である主要先進国6通貨の発行国(地域)は安定的な経済成長が予想される。また、日本円に比べ金利水準も高く、利回り面から見ても魅力ある投資先。
- 2013年10月末現在、組入国の格付は最高格付であるAAA格相当を維持。
- 為替市場においては、異次元の金融緩和、貿易赤字の定着等により円安基調に転じている。

## 安定的な経済成長と高い信用力

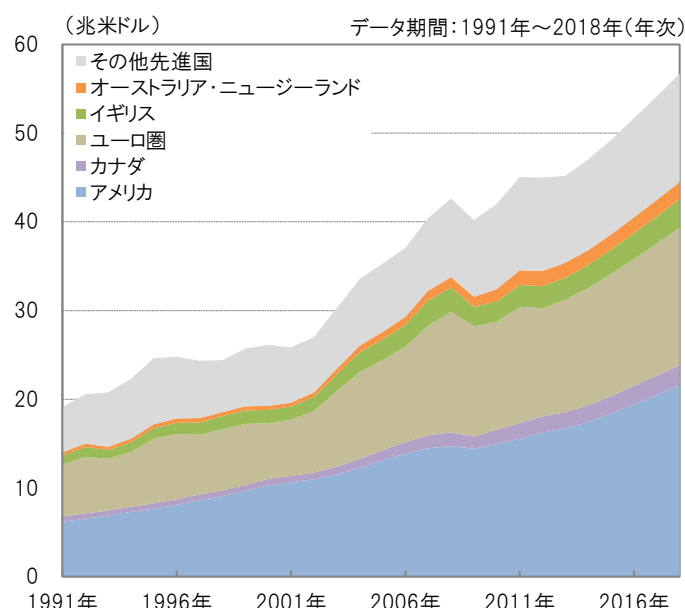
当ファンドはアメリカドル、カナダドル、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、ユーロ、イギリスポンドの6通貨建てのAAA格相当の債券に投資を行います。

足元で各通貨の発行国(地域)の景気は回復傾向にあり、今後も安定的な経済成長が予想されています。また、長期にわたりデフレ環境下にあった日本と比べ、これらの通貨の金利は相対的に高い水準にあります。

なお、欧州債務問題の深刻化等により一部の国では格付が引き下げられており、金融市場においては、国債といえども従来以上に「発行国の信用力」が注目されています。ただし投資対象通貨の発行国の格付を確認すると、アメリカ・カナダ・イギリス・オーストラリア・ニュージーランドは代表的な格付機関であるS&PもしくはMoody'sよりAAA格相当が付与されており、ユーロ発行国では長期にわたりAAA格相当を維持しているドイツを組入れています。

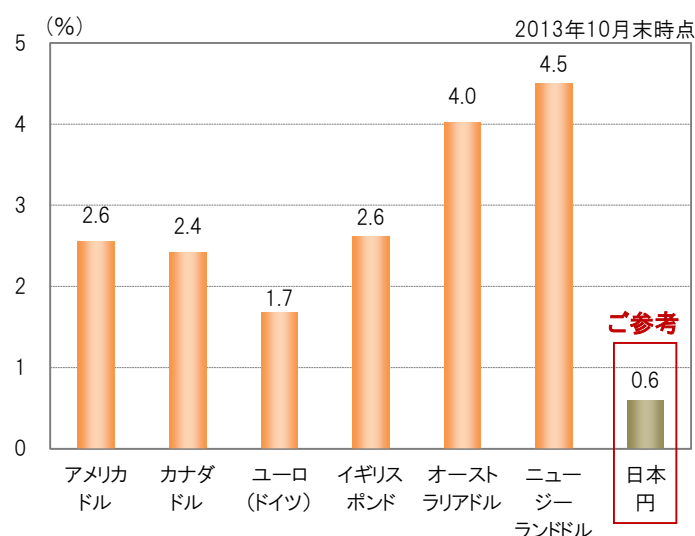
依然として日本では金利が低い状況が続いていますが、当ファンドの投資対象は相対的に金利水準が高く、さらに高い信用力を兼ね備えています。

主要先進国のGDP推移



出所)IMFのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成  
※2013年以降はIMFによる予想値

投資対象通貨の金利水準と格付



|         | アメリカ | カナダ | ドイツ | イギリス | オーストラリア | ニュージーランド | 日本  |
|---------|------|-----|-----|------|---------|----------|-----|
| S&P     | AA+  | AAA | AAA | AAA  | AAA     | AA+      | AA- |
| Moody's | Aaa  | Aaa | Aaa | Aa1  | Aaa     | Aaa      | Aa3 |

出所)ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成  
金利: 各国10年国債利回り 格付: 自国通貨建長期債務格付

## 為替市場では円安基調が定着

為替市場においては2007年以降、円高が進行してきましたが、2012年末から円安傾向に転じています。この背景には、これまでの構造的な円高要因が変化したことがあげられます。

1つ目の構造的な変化は、日本銀行のスタンスの変化です。民主党政権下において日本銀行はインフレ目標を導入しない等、デフレ脱却政策に消極的な姿勢を示してきました。しかし安倍政権下で、黒田日銀総裁が2%の物価上昇目標を掲げる「異次元の金融緩和」の導入を決定。これにより市場への資金供給量が増加することに加え、期待インフレ率が上昇し、円安基調に転じました。

2つ目は貿易収支の悪化です。2011年の東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴い、火力発電の燃料であるLNG(液化天然ガス)の輸入が急増しました。その結果、輸入額が輸出額を上回り、長期にわたり黒字であった貿易収支は赤字に転じています。貿易赤字は拡大傾向にあり、これが実需の円売り／外貨買いに繋がり、円安要因となっています。

当ファンドは対円での為替ヘッジを行わないため、円安の進行は基準価額の上昇要因となります。



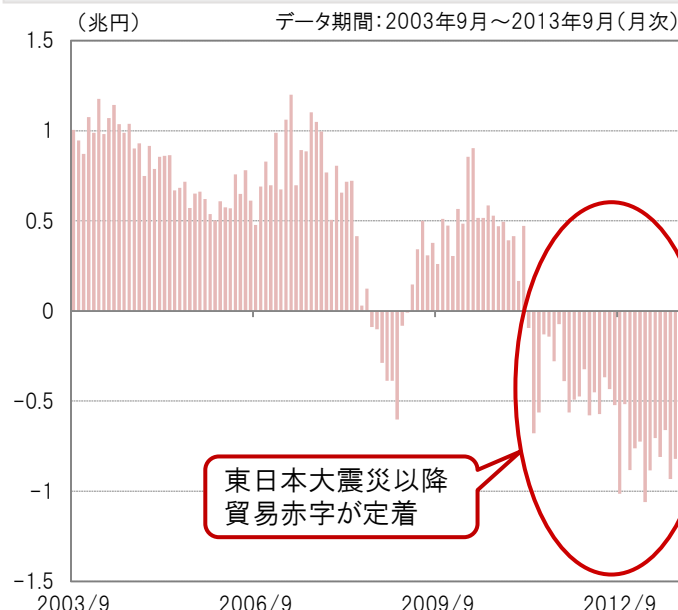
※上記はイメージ図です。

アメリカドル(対円)の推移



出所)ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成

日本の貿易収支の推移



出所)ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成  
※季節調整値

## ファンドの特色

- ①世界の主要6通貨建てのソブリン債券に投資します。
- ②投資する債券の格付は原則としてAAA格相当とします。
- ③通貨別の投資比率は、均等を基本に分散投資を行います。
- ④毎月、分配金をお支払いすることをめざします。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

### 主な変動要因

|             |             |                                                                                                          |
|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券投資<br>リスク | 金利変動<br>リスク | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。                                     |
|             | 信用リスク       | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。 |
| 為替変動リスク     |             | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。                              |
| 流動性リスク      |             | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                            |

### 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 手 続 ・ 手 数 料 等

## お申込みメモ

|        |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位   | 各販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                               |
| 購入価額   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金価額   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金代金   | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                             |
| 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。                                                                                                                                                                                                    |
| 申込不可日  | ロンドンまたはニューヨークの銀行等の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。                                                                                                                                                                                             |
| 信託期間   | 平成31年10月15日まで(設定日:平成21年11月9日)                                                                                                                                                                                                                  |
| 繰上償還   | 委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。                                                                                                                                                                                           |
| 決算日    | 毎月14日(該当日が休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                         |
| 収益分配   | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。                                                                                                                                                                                                                |
| 課税関係   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日から始まる少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。<br>NISAは、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。 |

**!** ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                     |                                                                                                           |
|---------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時                 | 購入時手数料<br>(1万口当り)   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.15%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金時                 | 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                    |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                     |                                                                                                           |
| 毎 日                 | 運用管理費用<br>(信 託 報 酬) | ファンドの純資産総額に <b>年率0.987%(税抜0.94%)</b> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。                                             |
|                     | 監 査 費 用             | ファンドの純資産総額に <b>年率0.042%(税抜0.04%)</b> をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                          |
| 随 時                 | その他の費用・<br>手数料      | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。          |

**!** 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。なお、「ファンドの費用」に記載の消費税等相当額を付加した各種料率は、消費税率に応じて変更となる場合があります。

**!** 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ご 留 意 い た だ き た い 事 項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。

## 取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合があります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

| 取扱販売会社名  | 金融商品取引業者 | 登録金融機関 | 登録番号           | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
|----------|----------|--------|----------------|---------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 株式会社横浜銀行 |          | ○      | 関東財務局長(登金)第36号 | ○       |                         | ○                       |                                |

| 委託会社【ファンドの運用の指図を行います】                                                                | ファンドに関するお問合せ先                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号<br>加入協会: 一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会 | ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>コールセンター: 0120-762-506<br>(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)<br>ホームページ <a href="http://www.nam.co.jp/">http://www.nam.co.jp/</a> |
| 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】                                                           |                                                                                                                                             |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                        |                                                                                                                                             |